

安全運転支援システム(アルコールチェック)

vol.1

特徴:

本製品は顔認証機能を持つタブレット(G4)、もしくはスマートフォンをアルコールチェッカーとBluetoothで連携することでアルコール検査を行います。測定結果と測定したユーザーの情報は、クラウドサーバーもしくはローカルPCの管理用ソフトウェア(BioSecurity)に送信され、管理者が一元管理を行うことを想定した安全運転支援システムです。

概要:

顔認証機能標準搭載タブレットにより…

タブレットの顔認証により本人確認や検温が可能です。
顔認証と測定時の写真を残すことでなりすましを防止します。



顔認証機能

タブレットの顔認証により本人確認や検温が可能です。顔認証と測定時の写真を残すことでなりすましを防止します。



直行直帰対応



自宅からスマホアプリを利用しアルコールチェックします。



アルコールが閾値を超えた時は管理者へメールで通知します。



アルコール濃度、顔写真、車番等をクラウド上の管理ソフトに送信して履歴を保存します。



※スマホ連携時はクラウドサーバーが必須になります。

クラウド・ローカル 運用両対応

クラウド上もしくはPC上で確認管理が可能です。
手書きでの管理簿が不要になります。



呼気アルコールチェッカー
(中央自動車工業株式会社)

・クラウド/ローカル管理



・メール通知



安全運転管理者



直行直帰対応

道路交通法改正に伴い、トラック・バス等の運送事業者以外でも、乗車前後のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認が義務化されます。

安全運転管理者の選任

業務で自動車を使用する事業主は、乗車定員が11人以上の自動車1台以上、またはその他の自動車5台以上(50cc以上のバイクは0.5台と計算)を使用する事業所ごとに1人選任する義務があります。
※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

安全運転管理者の業務

▶2022年4月1日より施行

■道路交通法施行規則【第九条の十(六)】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

■道路交通法施行規則【第九条の十(七)】

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。

※詳しくは、道路交通法第七十四条の三等を参照ください。

▶検知器の供給が安定し次第施行予定

■道路交通法施行規則【第九条の十(六)】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。

※呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。

■道路交通法施行規則【第九条の十(七)】

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。



直行直帰時もスマートフォンで遠隔からアルコール検査が可能です。



2.安全運転管理者のメリット
点呼結果が電子データとして保存され管理がスムーズになります。
(手書き、紙の帳票管理の削減)



3.経営者のメリット
点呼結果が自動でクラウドに保存・管理されるので改ざん・不正利用防止に繋がります。
電子化により、ペーパーレスで経費削減に繋がります。

拡張機能

- 1** 免許証をICカードリーダーで簡単に情報確認と読み込みができます。



- 2** プリンターで点呼完了記録をシール化して検温記録のエビデンスとして使用可能です。



- 3** 点呼完了時に解錠自動で鍵の受け渡しができます。

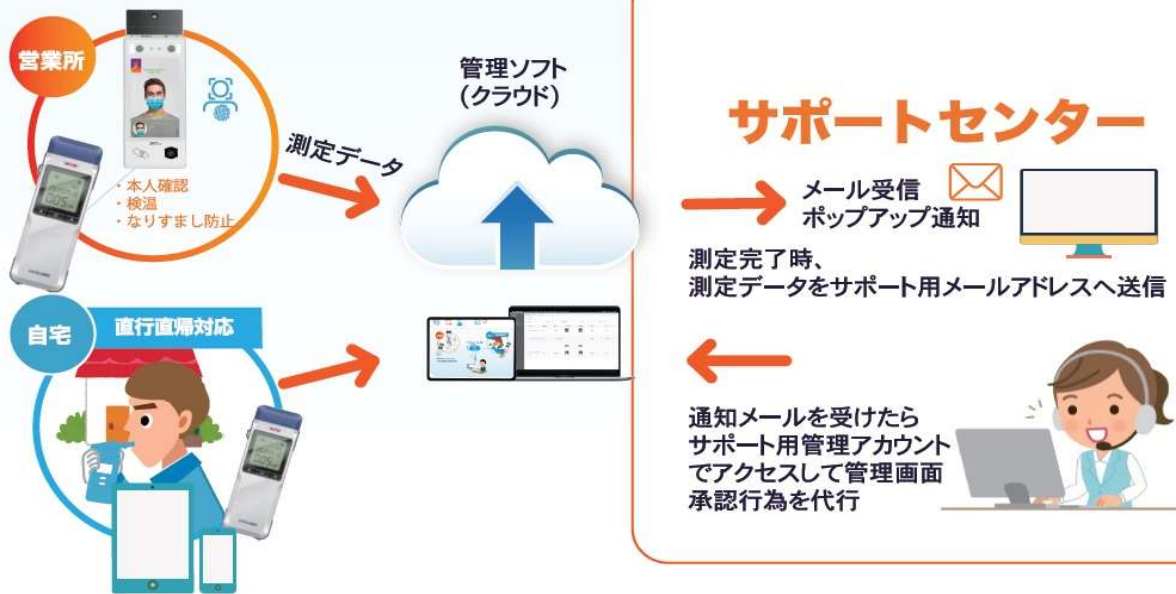


- 4** 睡眠測定とのオプション連携ができます。
※開発企画中



勤務時間外でのアルコール検査業務代行サービス

アルコール検査時のメール通知を弊社サポート窓口宛に設定。
メール通知時にサポート用アカウントで点呼結果を確認し、確認者名を記録します。



上記仕様は改善のため予告無く変更することがございます。
予めご了承ください。



明和産業株式会社

東京都台東区寿1-11-16 SMKビル3階
エルサム事業部
TEL : 03-3843-7730
FAX : 03-3843-8959